

総務委員会報告資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

報告事項件名	頁
1 会計年度任用職員の公募によらない再度の任用上限撤廃について	2
2 鹿浜西小学校跡地活用に係る進捗状況について	3
3 足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について	5
4 「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート」の 実施結果について	7

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和6年9月26日

件名	会計年度任用職員の公募によらない再度の任用上限撤廃について
所管部課名	総務部 人事課
内容	足立区の会計年度任用職員の公募によらない再度の任用上限回数（原則4回、一部の職9回）について、国の方針変更に合わせて撤廃する。 1 国の方針変更の概要 （1）国の期間業務職員（非常勤職員）に関して、令和6年6月28日付、人事院事務総局人材局長通知により、公募によらない採用はこれまで連続2回までとしていた限度を撤廃。 （2）同日付で総務省より各自治体に対し、事務処理マニュアルの改正を通知。 2 今後のスケジュール （1）各所属へ通知発出及び事務手続き等の説明（9月下旬） 【内容】 ア 任用上限撤廃の当事者への周知依頼 イ 今後の事務処理スケジュールの詳細（各部の要綱改正等） （2）規則・要綱改正（10月以降） ア 会計年度任用規則の改正（人事課） イ 各部設置要綱の改正（各部） 3 今後の方針 （1）対象者となる会計年度任用職員への確実な周知と丁寧な対応・説明を実施していく。 （2）制度変更に伴う規則改正及び、各部設置要綱の改正を確実に実施する。

総務委員会報告資料

令和6年9月26日

件名	鹿浜西小学校跡地活用に係る進捗状況について						
所管部課名	総務部 資産活用担当課、道路公園整備室 道路整備課						
内 容	1 近隣住民説明会の開催について 跡地活用事業者の（株）サンベルクスホールディングス（以下「事業者」という。）より、資材や人件費の高騰に伴い、商業施設の整備計画について見直しが必要であるとの報告があった。そのため、区から事業者への土地の引き渡し及び工事着手が令和6年8月から12月の4か月程度遅れることとなった。ついては、今後の進捗等について、近隣住民に向けた説明会を開催する。 （1）開催日時（予定） ア 第1回近隣住民説明会 令和6年10月4日（金）午後 6時30分から イ 第2回近隣住民説明会 令和6年10月5日（土）午前10時00分から （2）開催場所 鹿浜いきいき館（両日） ※ 事前申し込み不要（当日会場にて受付） （3）主な説明内容 ア 施設の整備計画見直し案（事業者による説明） イ 交通規制状況の変更、跡地北側及び南側道路の工事 ウ 今後のスケジュール 2 今後のスケジュールについて（予定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td><td>ア 定期借地権契約の締結 イ 土地貸付開始、建設工事開始</td></tr> <tr> <td>令和7年度内</td><td>ウ 商業施設開設</td></tr> </tbody> </table> 3 今後の方針について 地域の皆様に丁寧な説明を行い、ご理解を頂きながら、「商業施設」の開設に向けた協議を進めていく。	年 度	内 容	令和6年度	ア 定期借地権契約の締結 イ 土地貸付開始、建設工事開始	令和7年度内	ウ 商業施設開設
年 度	内 容						
令和6年度	ア 定期借地権契約の締結 イ 土地貸付開始、建設工事開始						
令和7年度内	ウ 商業施設開設						

案内図



参考 これまでの経緯

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和元年 | 6月 | 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定 |
| 令和2年 | 12月 | 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出 |
| 令和3年 | 3月 | 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施 |
| 令和3年 | 10月 | 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出 |
| 令和3年 | 11月 | サウンディング型市場調査を実施し、事業者を活用意向を調査 |
| 令和3年 | 12月 | 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催 |
| 令和4年 | 2月 | 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定 |
| 令和4年 | 3月 | 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施 |
| 令和4年 | 8月 | 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施 |
| 令和5年 | 2月 | (株)サンベルクスホールディングスを鹿浜西小学校用地活用事業者に決定 |
| 令和5年 | 6月 | 旧鹿浜西小学校用地の活用事業者説明会開催 |
| 令和5年 | 12月 | 商業施設の整備・運営に関する基本協定書締結
鹿浜地域より旧鹿浜西小学校用地に係る敷地北側道路の一方通行解除を求める要望書提出 |
| 令和6年 | 2月 | 活用事業者と計画一部変更の協議書締結 |
| 令和6年 | 5月 | 活用事業者と土地引渡し日等変更の協議書締結 |
| 令和6年 | 7月 | 活用事業者と土地引渡し日等変更の協議書締結 |

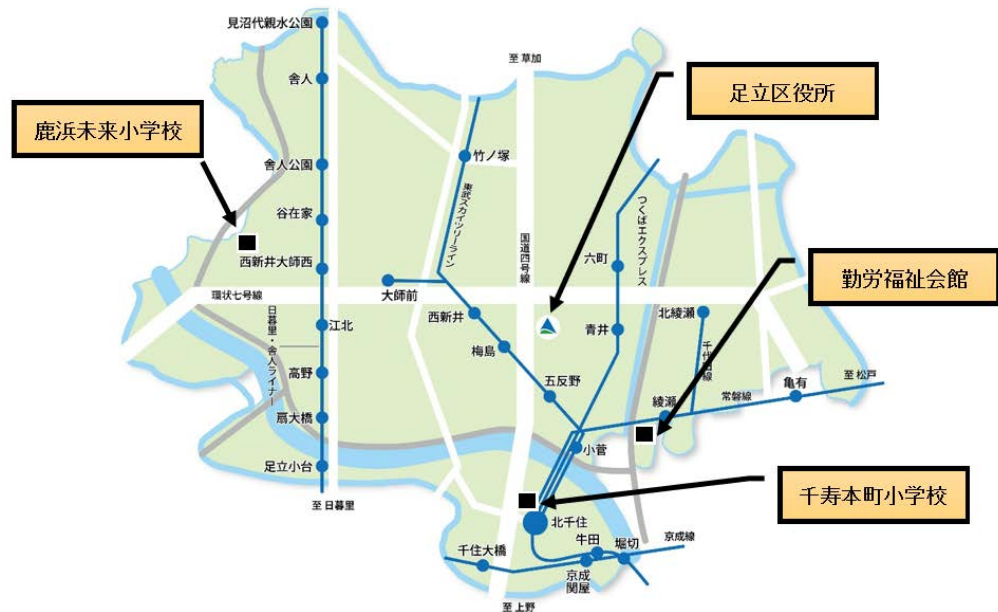
総務委員会報告資料

令和6年9月26日

件 名	足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課
内 容	足立区公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）改訂の取組み状況について、報告する。 1 パブリックコメントの実施について 広く区民に公表し、意見を募集するため、以下のとおりパブリックコメントを実施する。 （１）計画名 足立区公共施設等総合管理計画（令和7年度～令和18年度）【令和6年度改訂】（素案） （２）意見募集期間 令和6年11月12日～12月12日 （３）実施予告 ア あだち広報（令和6年10月25日号） イ 区ホームページ ウ SNSなど （４）計画案の公表 ア 区ホームページへ掲載 イ 担当課窓口での閲覧、配布 ウ 区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課での配布など 2 区民説明会の開催について 広く区民に説明し、意見を伺うため、以下のとおり区民説明会を開催する。 （１）内容 足立区公共施設等総合管理計画（令和7年度～令和18年度）【令和6年度改訂】（素案）について （２）開催の周知 あだち広報、区ホームページ、SNSによる周知のほか、全町会・自治会、各種団体に開催ちらしを配付するなど、幅広く周知を行う。

(3) 開催場所・日時

開催場所	日時（各回概ね1時間程度）
千寿本町小学校（体育館）	11月12日（火）19時～
足立区役所（庁舎ホール）	15日（金）19時～
足立区役所（庁舎ホール）	16日（土）10時～
勤労福祉会館（第1ホール）	19日（火）19時～
鹿浜未来小学校（体育館）	21日（木）19時～



(4) 説明会に参加できない方への取組み

ア (3)の説明会以外に、9団体程度への説明を想定して現在、調整中。

イ 説明会動画を撮影し、区公式YouTubeへ掲載する。

3 今後のスケジュール（予定）

年 月	内 容
令和6年10月	Aーフェスタで、区民への意識啓発・アンケートを実施
11月	総務委員会において、区の公共施設に関するアンケート調査結果及び総合管理計画改訂素案のパブリックコメント・区民説明会の実施を報告
12月	総務委員会において、Aーフェスタへの出展・アンケート結果を報告
令和7年 1月	総務委員会において、区民説明会の実施結果を報告
2月	総務委員会において、パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方・総合管理計画改訂案を報告
3月	パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方を公表 総合管理計画改訂

総務委員会報告資料

令和6年9月26日

件名	「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート」の実施結果について
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課
内 容	1 アンケートの目的 (1) 近年、当区や近隣区において、入札・契約に係る不祥事が相次いで発覚したことを受けて、昨年度、当区の管理職を対象にアンケートによる実態把握を行った。 (2) 今年度も別の区で入札情報の漏えいに絡む贈収賄事件が発生したことから、改めて区の現状を確認するとともに事件の発生要因と対策を深掘りするアンケートを実施した。 2 アンケート調査概要 (1) 調査対象：公社派遣等を除く部長級・課長級職員 136名 (2) 調査方式：無記名式アンケート方式 (3) 調査期間：令和6年8月5日～30日 (4) 回答数：128名（回答率 94.1%、昨年度77.4%） (5) 回答対象期間：令和3年4月以降の約3年間 3 アンケート調査の主な結果（詳細は別添） (1) 入札・契約のルール等に関する知識について、正しく回答できた者は33名（26%）に過ぎなかった。【問3-1】 (2) 議員から予定価格などの入札・契約に関する秘密情報の提供を依頼されたことがある者が2名、特定の事業者を入札で指名するように又は指名しないように求められたことがある者が2名、特定の事業者を入札に加えるよう、仕様書を送るよう求められた者が1名いた。【問4-1】【問4-2】【問4-3】 (3) 特定の請負業者から、工事成績点や契約金額変更について、過度な要求をされた者が1名、事業実績がないことを区の責任として継続契約を要求された者が1名いた。【問5-3】 (4) 不正行為の要因として、「職員側に入札・契約制度等に関する法的知識・遵法意識の不足」（92名・71.9%）だけでなく「議員側に入札・契約制度等に関する法的知識・遵法意識の不足」（95名・74.2%）をあげる意見が多かった。【問6-1】 (5) 特定要求等を受けた場合に特定要求等記録票により区長等に報告し、組織的な対応をする「提言、要望等に関する取扱規程」の認知度が、70%と他の制度（「利害関係者等との接触の指針」88%、「足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱」85%）に比べて低い状況がある。【問6-4】

(6) 主な自由意見

ア 物品、委託の入札には公募型など、自由に参加申し込みができる入札を拡大するべき。

イ 職員だけでなく、議会側に議員への対策を求める必要もあるはず。

ウ 営繕工事の区内事業者縛りはやめた方が良い。

4 アンケートの結果を受けた今後の対応

(1) 入札・契約に関する法的知識の充実と制度の見直し

ア 昨年度、管理・監督者を対象に「入札犯罪の構造と法規制の概要」の動画視聴研修を実施した。今年度も該当職員に対して研修を行うとともに、議会にも情報提供し、視聴のご案内をする等、区全体として、入札・契約に関する法的知識の向上を図っていく。

イ 議員・事業者の要求行為、接触方法等の規制について、「議員、事業者等との対応記録の公表」などを含め、実効性のある対策を検討し、実施していく。

(2) 事件の背景となっていると考えられる事項の見直し

委託契約等における入札方法、入札参加資格要件の見直し等により、事件等を防止する入札制度の改革等を進めていく。

(3) 不正行為等についての相談制度の周知と確立

認知度の低い「足立区への提言・要望等に関する取扱規程」について、庁内に早急に情報提供するとともに、「利害関係者等との接触の指針」「足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱」の制度の具体的内容についても、改めて、分かり易く職員に周知していく。

5 今後の取組みへのご協力について

令和6年9月19日に区長から議長・副議長に「入札・契約等に関する今後の取組みへのご協力をお願いについて」（別紙参照）により協力を依頼した。

令和6年9月19日

足立区議会議長 ただ 太郎 様
足立区議会副議長 岡安 たかし 様

足立区長 近藤 やよい

入札・契約等^{※1}に関する今後の取組みへのご協力のお願いについて

日頃より、足立区政にご理解をいただき、また、議員活動にご精励いただいていることにつきまして、心より感謝と敬意を表します。

近年、当区や近隣区において、入札・契約に係る不祥事が相次いで発覚したことから、昨年度に続き今年度も、当区の管理職を対象にアンケートによる実態把握を行いました。

アンケートの結果を受けて、入札・契約の適正な実施のため、区として以下の取組みを行いたく、区議会のご理解とご協力をお願い申し上げます。

（１）議員等^{※2}からの要望、対応についての透明化

入札等に関する議員等との接触方法並びに要望及び対応の記録と公表に関するルール化を行う。

（２）入札犯罪と法律による規制等に関する研修の推進

アンケート結果では、不正行為の要因として、職員側だけでなく、議員側も入札・契約制度等に関する法的知識・遵法意識が不足しているとの意見が多かったことから、職員はもとより区議会にも研修動画等を提供し、区全体として入札犯罪等の防止のための法律知識の修得に努める。

（３）事件等を防止する入札制度の改革等

不正行為の背景には、委託契約において指名競争入札が中心となっていることなどがあることから、「事業者が自由に参加できる公募型入札の拡大」「推知されにくい予定価格等の設定方法」「競争性を高める入札参加資格要件の緩和」などの入札制度の見直しを進める。

※1 表彰推薦、滞納交渉への介入など入札・契約以外の要求を含む

※2 事業者、事業者団体、議員・職員OB、地域の有力者などを含む